

東京農工大学学寮規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(寄宿料及び共益費)</p> <p>第12条 寮生は、国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程(以下「諸料金規程」という。)に定める寄宿料及び共益費を毎月10日までに <u>財務部経理調達課</u> に納入しなければならない。ただし、楓寮の寮生は共益費の納入を要しない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(退去時清掃費の負担)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 退去時清掃費は、入寮の日の属する月に係る寄宿料を納入するときに <u>財務部経理調達課</u> に納入しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(光熱水料等の経費の負担)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 寮生は、前項に定める経費を毎月所定の日までに <u>財務部経理調達課</u> に納入しなければならない。</p>	<p>本則</p> <p>(寄宿料及び共益費)</p> <p>第12条 寮生は、国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程(以下「諸料金規程」という。)に定める寄宿料及び共益費を毎月10日までに <u>財務課</u> に納入しなければならない。ただし、楓寮の寮生は共益費の納入を要しない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(退去時清掃費の負担)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 退去時清掃費は、入寮の日の属する月に係る寄宿料を納入するときに <u>財務課</u> に納入しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(光熱水料等の経費の負担)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 寮生は、前項に定める経費を毎月所定の日までに <u>財務課</u> に納入しなければならない。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。